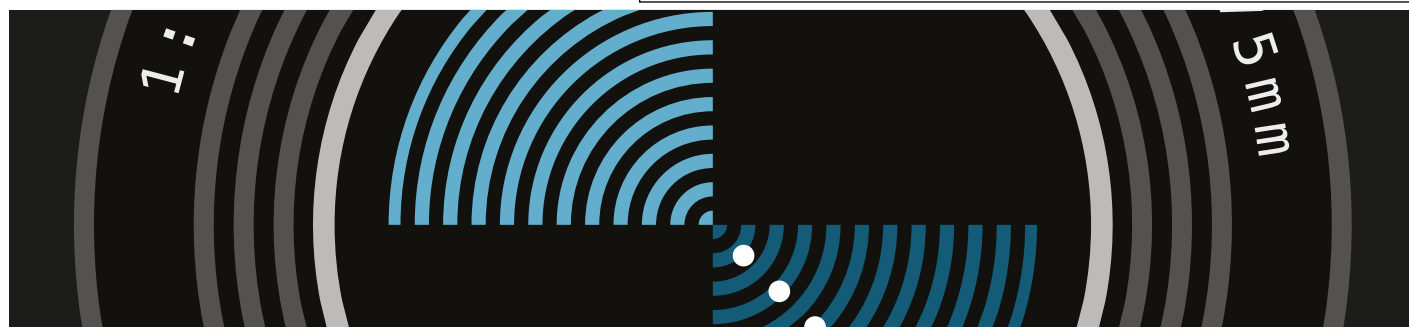


注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



## A Closer Look

### 金融負債の交換または条件変更に関する IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行の影響

#### 目次

##### はじめに

##### IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号における会計処理の概要

##### IFRS 第 9 号の要求事項の明確化

##### IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行の影響

##### 追加的な考慮事項

##### 設例

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

#### はじめに

償却原価で測定される金融負債（例えば、銀行借入や発行した社債）に係る一定の条件変更および交換の会計処理が、IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」から IFRS 第 9 号「金融商品」への移行時に変更となる。この変更は、2017 年 10 月 12 日に公表された IFRS 第 9 号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」の結論の根拠において IASB が行った明確化から生じるものである。IFRS 第 9 号の会計上の取扱いとは 2018 年 1 月 1 日（IFRS 第 9 号の発効日、または、IFRS 第 9 号を早期適用する場合はより早い日）から適用され、すべての影響を受ける金融負債（IAS 第 39 号からの移行時に引き続き認識されるもの）に遡及的に適用する必要がある。その結果、影響を受ける金融負債について移行時の修正と実効金利の変化が生じる。

本資料の前半では、以下のことを行う。

- IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号の双方における金融負債の交換または条件変更の会計処理を概観する。
- 本会計処理が明確化された経緯を説明する。
- IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号に移行する際の変化の影響（実務において生じる可能性があるいくつかの論点を含む）を説明する。

本資料の後半は、IAS 第 39 号における金融負債の条件変更と IFRS 第 9 号への移行の影響の詳細な設例になっている。

#### IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号における会計処理の概要

金融負債の条件が変更された場合、その条件変更が大幅かどうかを検討する必要がある。条件変更が大幅と考えられる場合、当初の金融負債の認識の中止を行い、新しい金融負債を公正価値で認識する。同様に、借手が金融負債を同一の貸手との間で大幅に異なる条件の別の金融負債と「交換する」場合、現存する負債の認識の中止を行い、新しい金融負債を認識する。金融負債の条件の変更が大幅であるかどうかの判定プロセスは IAS 第 39 号でも IFRS 第 9 号でも同じであり、条件変更が「大幅な」場合の会計処理についても IAS 第 39 号でも IFRS 第 9 号でも同じである。しかし、条件変更が「大幅でない」場合の会計処理は異なる。

#### 金融負債の条件変更が大幅なのはどのような場合か？

定量的に、金融負債の条件変更が大幅とされるのは、変更された条件によるキャッシュ・フローの正味現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料の純額を含む）が、条件変更される前の負債の残りのキャッシュ・フローの正味現在価値と少なくとも 10%異なる場合である（いずれのキャッシュ・フローも当初の実効金利で割り引く）。本判定は「10%テスト」と呼ばれることがあり、IAS 第 39 号でも IFRS 第 9 号でも適用される。

IAS 第 39 号では、金融負債の大幅でない条件変更についての会計処理の要求事項に不明確な点が存在した。しかし、大幅でない条件変更時に利得または損失を認識しないのが一般的な実務であった。条件変更の時点において、直接起因する取引コストおよび相手方との間で支払ったまたは受け取った対価について金融負債の帳簿価額を見直す。そして、見直された帳簿価額と期待キャッシュ・フローの差額を、条件変更された金融商品の全期間にわたって償却するように実効金利を修正する。

IFRS 第 9 号では、大幅でない条件変更時に利得または損失を認識すべきことが明確化された。条件変更による利得または損失は、当初のキャッシュ・フローの現在価値と条件変更されたキャッシュ・フローの現在価値（いずれも当初の実効金利で割り引く）との差額に等しい。条件変更の時点において、直接起因する取引コストおよび相手方との間で支払ったまたは受け取ったキャッシュのみならず、新たなキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いたもの（結果として条件変更による利得または損失が生じる）を反映するように金融負債の帳簿価額を見直す。そして、見直された帳簿価額と期待キャッシュ・フローの差額を、条件変更された金融商品の全期間にわたって償却するように実効金利を修正する。IFRS 第 9 号において即時に純損益に認識される利得または損失は、IAS 第 39 号では、実効金利を通じ、条件変更された金融商品の全期間にわたって償却されていた。

### IFRS 第 9 号の要求事項の明確化

2016 年 11 月に、IFRS 解釈指針委員会は、償却原価で測定される金融負債の大幅でない条件変更から条件変更による利得または損失の認識が生じるべきかどうかについて、明確化の要請を受けた。IFRS 第 9 号では、金融資産が交換または条件変更されたが当該金融資産の認識の中止が生じない場合について条件変更による利得または損失を認識することが明示的に要求されているが、金融負債についてはこれが明示的に要求されていないかった。

2017 年 3 月に暫定的なアジェンダ決定が公表された。本暫定的なアジェンダ決定では、支払または受取の見積りを見直した場合（金融負債が条件変更または交換されたが当該金融負債の認識の中止が生じない場合（すなわち、大幅でない条件変更）に生じるキャッシュ・フローの変化を含む）にはすべて、条件変更による利得または損失を認識すべきことが説明されていた。IFRS 解釈指針委員会は、IFRS 第 9 号における既存の原則と要求事項はこの結論を支持するために十分であると結論を下した。本暫定的なアジェンダ決定では、企業が IFRS 第 9 号への移行時に条件変更による利得または損失の認識について会計方針を変更する必要がある場合、適用開始日においてなお認識されているすべての金融負債に対して、この会計方針の変更を遡及的に適用する必要がある点にも留意していた。本暫定的なアジェンダ決定に対して寄せられたコメントを踏まえて、IFRS 解釈指針委員会は、この事項を IASB に照会することとした。

IASB は IFRS 解釈指針委員会の分析に同意し、2017 年 10 月 12 日に公表された IFRS 第 9 号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」に付属する結論の根拠に明確化を含めた。負債の大幅でない条件変更の会計処理についての IASB の見解が、IFRS 第 9 号の既存の要求事項の修正としてではなく、明確化として結論の根拠に含まれたことから、それは IFRS 第 9 号の適用時（すなわち、IFRS 第 9 号を早期適用しないことを選択した企業については、2018 年 1 月 1 日以後開始する期間）に適用となる。したがって、負の補償を伴う期限前償還要素についての修正の強制発効日（2019 年 1 月 1 日。早期適用は認められている）より前に適用されることに留意する必要がある<sup>原注 1</sup>。

#### IFRS 第 9 号の「適用開始日」とは何か？

IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行の目的では、適用開始日は企業が IFRS 第 9 号の要求事項を最初に適用する日であり、報告期間の期首でなければならない。例えば、2018 年 12 月 31 日に終了する事業年度に IFRS 第 9 号を最初に適用する企業であれば、適用開始日は 2018 年 1 月 1 日である。

#### IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行の影響

IAS 第 39 号のもとで、一般的な実務のとおり、大幅でない条件変更による利得または損失を認識しない方針であった場合、IAS 第 39 号から IFRS 第 9 号への移行時に会計方針を変更することを要求される。この会計方針の変更は、適用開始日においてなお認識されているすべての金融負債に対して遡及的に適用する必要がある。IFRS 第 9 号の適用開始日以前に認識の中止が行われていた金融負債に対して適用する必要はない。

企業が比較期間を修正再表示しない場合、金融負債の帳簿価額に行うべき修正は、適用開始日の利益剰余金に対する修正として認識される。しかし、企業が比較期間を修正再表示する場合、表示する最も古い期間の期首の修正とする。

#### 追加的な考慮事項

影響を受ける負債の実効金利は、IFRS 第 9 号への移行後には異なるものとなる。修正された実効金利は、金利費用および金利費用に基づく比率（例えば、インタレスト・カバレッジ・レシオ）に影響を与える。また、将来のキャッシュ・フローの見直し（その後の条件変更が大幅かどうかの判定を含む）にも影響を与える。実効金利の変更は、公正価値ヘッジ調整の償却にも影響を与える可能性がある。

金融負債の条件変更についての要求事項を遡及適用することは、実務上は困難かもしれない。過去に条件変更がなされた金融負債で適用開始日において認識の中止が行われていないすべてのものを考慮する必要がある。直近の条件変更だけではない。過去の取引のそれぞれについて詳細な情報が要求される。

原注 1. IFRS 第 9 号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」についての詳細な情報は[ここをクリック](#)

ある負債が適用開始日より前に1度だけ条件変更されている場合、認識の中止の判定(すなわち、条件変更が大幅であるかどうかの判定)の結果は、IAS 第39号とIFRS 第9号とで一貫するはずである。しかし、場合によっては、大幅でない条件変更を正しく識別するために注意が必要である。リファイナンスまたは負債のリストラクチャリングの結果として利得または損失が認識されなかったという理由だけで、それを大幅でない条件変更であったと考えるべきではない。例えば、旧ファイナンスが満期を迎えた時点で新たな市場条件のファイナンスが銀行と合意された場合、条件変更の明確化によって影響されない。なぜなら、これは条件変更ではなく、当初の負債の決済と新たな負債の認識であり、利得または損失が生じないからである。

ある負債が適用開始日より前に複数回にわたり条件変更されている場合、早い時点の条件変更の結果として生じる実効金利の変化により、「10%テスト」を通じて、その後の条件変更についての認識の中止の判定の結果が変わる可能性がある。

## 設例

本設例は、償却原価で測定されている社債の負債が条件変更された場合の、IAS 第39号およびIFRS 第9号の認識の中止の要求事項の適用を説明している。本設例は3つのパートに分かれている。

- **セクション1: 背景と認識の中止の判定** 本セクションでは、条件変更の前後における金融商品の条件を示すとともに、当初認識時の実効金利の算定および「10%テスト」の適用について説明する。本セクションにおける分析はIAS 第39号に基づいて行っている。しかし、本分析はIFRS 第9号の要求事項とも整合的である。
- **セクション2: IAS 第39号での継続認識** 本セクションでは、「大幅でない」条件変更についてのIAS 第39号のもとでの会計処理を説明する。
- **セクション3: IFRS 第9号への移行** 本セクションでは、同じ「大幅でない」条件変更についてIFRS 第9号のもとでの会計処理と、IAS 第39号からIFRS 第9号への移行時に要求される修正を説明する。

本設例において社債を発行している企業Aは、IFRSを適用しており、機能通貨は英ポンドである。企業AのIFRS 第9号の適用開始日は2018年1月1日である。企業Aは、IAS 第39号からIFRS 第9号への移行に際し、比較情報を修正再表示しない選択をしている。

本設例において緑色にハイライトされている数値は、その後の計算に用いられることを示している。

### セクション1: 背景と認識の中止の判定

企業Aは、2012年1月1日に、固定利付債券を銀行Bに対して発行した。本債券の条件によれば、企業Aは、満期である2020年12月31日まで、金利を毎年12月31日に後払いで支払う。金利は元本£100百万に対し4%で支払い、元本金額は2020年12月31日に償還される。企業Aは、2012年1月1日に、£100百万(本社債の公正価値)をキャッシュで銀行Bから受け取り、直接起因する取引コスト£5百万を第三者に支払う。

本債券は、当初£95百万(本債券の公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額)で認識され、その後、償却原価で会計処理される。本債券の実効金利は4.69%と算定されている。条件変更がなかったとしたら、毎年の期首および期末における本債券の償却原価は以下のように算定される。

年	償却原価 1/1	金利費用 @ 実効金利	キャッシュ・フロー 12/31	償却原価 12/31
	(a)	(b = a * 4.69%)	(c)	(d = a + b + c)
2012	95.00	4.46	(4.00)	95.46
2013	95.46	4.48	(4.00)	95.94
2014	95.94	4.50	(4.00)	96.44
2015	96.44	4.53	(4.00)	96.97
2016	96.97	4.55	(4.00)	97.52
2017	97.52	4.58	(4.00)	98.10
2018	98.10	4.60	(4.00)	98.70
2019	98.70	4.64	(4.00)	99.34
2020	99.34	4.66	(104.00)	—

企業Aと銀行Bは、2015年1月1日に、以下のような本債券の条件変更合意する。

- 満期を2年延長し、2022年12月31日とする。
- 金利を0.5%下げ、3.5%とする。
- 元本を£10百万増加させ、£110百万とする。

企業 A は、本条件変更の一部として、2015 年 1 月 1 日に、£10 百万を銀行 B から受け取り、直接起因する取引コスト£1 百万を第三者に支払う。

条件変更された債券の条件が大幅に異なる場合、企業 A は、当初の債券の認識の中止を行い、条件変更された債券を新しい金融負債として認識しなければならない。条件が大幅に異なるとされるのは、変更された条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の債券に係る負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも 10%異なる場合である。この目的では、企業 A は、第三者に支払った取引コストは除外する。本件では、2015 年 1 月 1 日における当初の債券に係る負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値は、償却原価による帳簿価額£96.44 百万と等しい。企業 A は、変更された条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（当初の実効金利で割り引く）を、以下のように算定する。

	2015 1/1	2015 12/31	2016 12/31	2017 12/31	2018 12/31	2019 12/31	2020 12/31	2021 12/31	2022 12/31	全期間 合計
条件変更時の キャッシュ受取	10.00									
金利 @ 3.5%		(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	(3.85)	
元本の返済									(110.00)	
<b>キャッシュ・ フロー合計</b>	<b>10.00</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(3.85)</b>	<b>(113.85)</b>	
ディスカウント・ファ クター@ 4.69%	1.000	0.955	0.912	0.871	0.832	0.795	0.759	0.725	0.693	
<b>キャッシュ・フロー 合計の現在価値</b>	<b>10.00</b>	<b>(3.68)</b>	<b>(3.51)</b>	<b>(3.36)</b>	<b>(3.20)</b>	<b>(3.06)</b>	<b>(2.92)</b>	<b>(2.79)</b>	<b>(78.88)</b>	<b>(91.40)</b>

当初の条件によるキャッシュ・フローの現在価値と変更された条件によるものとの差額は 5.2%  $([91.40 - 96.44] / 96.44)$  である。差額は 10%未  
満であり、他に定量的な相違もないことから、本条件変更は大幅ではなく、当初の債務の消滅とは考えられない（すなわち、大幅でない条件変更  
である）。

本債券の当初認識と条件変更が生じたのが IFRS 第 9 号の適用開始日より前であることから、企業 A はこの分析を IAS 第 39 号に従って実施して  
いる。しかし、この分析は IFRS 第 9 号の要求事項とも整合的である。IAS 第 39 号の認識の中止に係る規定は新基準に引き継がれたからである。

## セクション 2: IAS 第 39 号での継続認識

IAS 第 39 号のもとで、企業 A の会計方針は、大幅でない条件変更による利得または損失を認識しないというものであった。

これに従い、企業 A は、まず債券の帳簿価額を条件変更日において修正し、次に、利得または損失を変更された債券の全期間にわたって償却する  
ように、実効金利を算定しなおす。企業 A は、条件変更時に受け取ったキャッシュおよび直接起因する取引コストについて、2015 年 1 月 1 日時点の  
債券の帳簿価額を以下のように修正する。

	帳簿価額
条件変更前の帳簿価額	96.44
– 加: 条件変更時のキャッシュ受取	10.00
– 減: 直接起因する取引コスト	(1.00)
<b>条件変更後の帳簿価額</b>	<b>105.44</b>

本債券の改訂後の実効金利は 4.12%と算定された。(IFRS 第 9 号への移行に際し)他の条件変更がなければ、毎年の期首および期末における本債券の償却原価は以下のようになる。

年	償却原価 1/1	金利費用 @ 実効金利	キャッシュ・フロー 12/31	償却原価 12/31
	(a)	(b = a * 4.12%)	(c)	(d = a + b + c)
2015	105.44	4.35	(3.85)	105.94
2016	105.94	4.36	(3.85)	106.45
2017	106.45	4.38	(3.85)	106.98
2018	106.98	4.41	(3.85)	107.54
2019	107.54	4.43	(3.85)	108.12
2020	108.12	4.45	(3.85)	108.72
2021	108.72	4.48	(3.85)	109.35
2022	109.35	4.50	(113.85)	—

### セクション 3:IFRS 第 9 号への移行

企業 A は、適用開始日より前に金融負債の認識の中止が行われていない限り、金融負債の大幅でない条件変更に関連する IFRS 第 9 号の要求事項を完全に遡及的に適用しなければならない。IFRS 第 9 号では、大幅でない条件変更による利得または損失の認識額は、当初のキャッシュ・フローの現在価値と条件変更されたキャッシュ・フローの現在価値(いずれも当初の実効金利で割り引く)との差額に等しい。本件では、企業 A は、条件変更の日に **£5.04 百万**(£96.44 百万—£91.40 百万)の利得を認識することとなる。

IFRS 第 9 号では、企業 A は、条件変更の日に、(IAS 第 39 号のもとでの修正に加え、)条件変更による利得または損失を認識するために本債券の帳簿価額を修正することとなる。2015 年 1 月 1 日時点の改訂された帳簿価額は、以下のよう算定される。

	帳簿価額
条件変更前の帳簿価額	96.44
– 加: 条件変更時のキャッシュ受取	10.00
– 減: 条件変更による利得	(5.04)
– 減: 直接起因する取引コスト	(1.00)
<b>条件変更後の帳簿価額</b>	<b>100.40</b>

債券の帳簿価額を修正した後、企業 A は、直接起因する取引コストを変更された債券の全期間にわたって償却するように、実効金利を算定しなおす。本債券の改訂後の実効金利は 4.84%と算定された。他の条件変更がなければ、毎年の期首および期末における本債券の IFRS 第 9 号における償却原価は以下のようになる。

年	償却原価 1/1	金利費用 @ 実効金利	キャッシュ・フロー 12/31	償却原価 12/31
	(a)	(b = a * 4.84%)	(c)	(d = a + b + c)
2015	100.40	4.87	(3.85)	101.42
2016	101.42	4.91	(3.85)	102.48
2017	102.48	4.96	(3.85)	103.59
2018	103.59	5.01	(3.85)	104.75
2019	104.75	5.07	(3.85)	105.97
2020	105.97	5.13	(3.85)	107.25
2021	107.25	5.19	(3.85)	108.59
2022	108.59	5.26	(113.85)	—

大幅でない条件変更が生じたのが適用開始日より前であり、当該負債が適用開始日において引き続き認識されていた場合、当該負債の帳簿価額は IFRS 第 9 号への移行に際して修正される。IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号における負債の帳簿価額の差額は、期首の利益剰余金に認識される。本件では、企業 A は、2018 年 1 月 1 日における債券の帳簿価額を **£103.59 百万**に修正し、対応する修正額 **£3.39 百万**(£106.98 百万—£103.59 百万)を期首の利益剰余金に認識する。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.